

福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画管轄土地地区画整理地区地区計画を次のように変更する。

名称	管轄土地地区画整理地区地区計画
位置	福岡市東区馬出一丁目、馬出五丁目、馬出六丁目、 箱崎一丁目、箱崎三丁目、箱崎六丁目、 管松二丁目、管松三丁目及び管松四丁目の各一部 博多区吉塚本町の一部
面積	約 28.0ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、本市の都心から北東約4kmに位置し、本市総合計画において東部における地域中心として位置づけられている。当地区は、箱崎駅を中心に鉄道の沿線地区を含む「管轄土地地区画整理事業」区域であり、今後、JR鹿児島本線の連続立体交差事業に伴う箱崎駅の移設並びに駅前広場、道路及び公園等の都市基盤施設の充実に伴い、新たな交通拠点を形成し、商業、業務及び都市型住宅を中心に高度な土地利用への移行が見込まれる。</p> <p>このため、良好な市街地環境の形成と活力ある地域の核づくりの推進を図ることを目標とする。</p> <p>土地利用の方針</p> <p>箱崎駅前及び地区南西部の都市計画道路「堅粕箱崎線」沿線においては商業、業務等の土地利用を図る商業ゾーン及び近隣商業ゾーン、その他の地区は主に住宅地としての土地利用を図る住宅ゾーンとして配置する。</p> <p>建築物等の整備の方針</p> <p>各ゾーンにおいてその特性に応じて、良好な市街地形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業ゾーン 建築物等の用途の制限並びに建築物等の形態又は意匠の制限を定めることにより、駅前及び幹線道路沿いにふさわしい良好な商業、業務施設等の立地誘導を図る。 ・近隣商業ゾーン 建築物等の用途の制限並びに、建築物等の形態又は意匠の制限を定めることにより、幹線道路沿いにふさわしい良好な商業施設等の立地誘導を図る。 ・住宅ゾーン 良好な市街地環境の形成を目標とし、主に住宅等の立地誘導を図る。

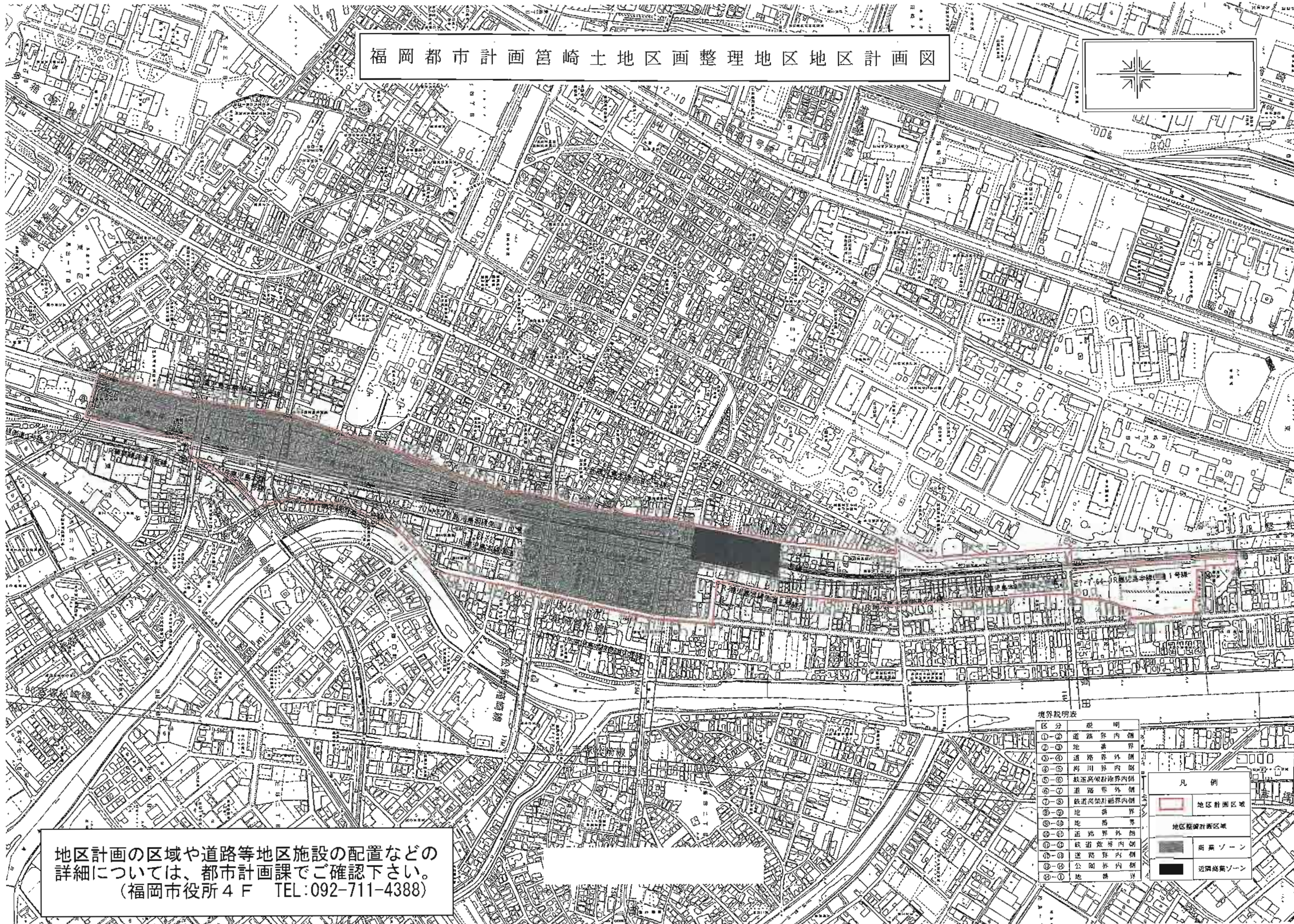
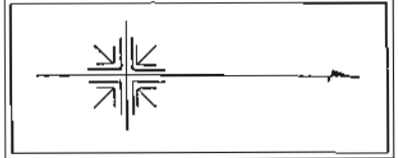
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の名称	商業ゾーン	近隣商業ゾーン
		地区の面積	約12.8ha	約1.1ha
		建築物等の用途の制限	<p>建築をしてはならない建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる用途に供する建築物</p>	<p>建築をしてはならない建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に掲げる用途に供する建築物</p>
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1) 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の形態・意匠及び色彩は、周囲の環境に調和したものとする。</p> <p>2) 屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観、風致を損なわないものとする。</p> <p>3) 高架水槽等の屋外設置物及び工作物は、露出面積を少なくする等都市景観に配慮するものとする。</p>			

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画筥崎土地地区画整理地区地区計画図



地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの
 詳細については、都市計画課でご確認下さい。
 (福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)

境界説明表	
区分	説明
①-②	道路界内側
②-③	地帯界
③-④	道路界外側
④-⑤	河川界内側
⑤-⑥	鉄道高架線界内側
⑥-⑦	道路界外側
⑦-⑧	鉄道高架線界外側
⑧-⑨	地帯界
⑨-⑩	道路界内側
⑩-⑪	道路界外側
⑪-⑫	鉄道界内側
⑫-⑬	公園界内側
⑬-⑭	地帯界

凡例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	商業ゾーン
	近隣商業ゾーン